

理事および監事、評議員、評議員選任・解任委員の
報酬等における支給基準

社会福祉法人 鷹羽会

理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員に対する報酬等の支給の
規準について次のとおりとする。

- 1 評議員に対する報酬は、次のとおりとする。

社会福祉法人 鷹羽会 定款

（評議員の報酬等）

第8条 評議員は無報酬とする。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

- 2 役員に対する報酬は、次のとおりとする。

社会福祉法人 鷹羽会 定款

（役員報酬等）

第21条 役員のうち、理事長には、別表 1 のとおり報酬等を支給する。ただし、当法人
の職員を兼務する場合は、併用の支給はしないものとする。

- 2 理事または監事は無報酬とする。なお、費用弁償については報酬等に含まれない。

別表 1

役 職 名	報 酬 額
理 事 長	月 額 100,000 円

平成29年 3月17日

令和2年 4月 1日 改正